

教体第35号
健づ推第19号
令和5年（2023年）4月7日

公益社団法人熊本県薬剤師会
会長 富永 孝治 様

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課長
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長

県立特別支援学校及び県立中学校におけるフッ化物洗口の実施について
（依頼）

このことについて、別添要項のとおり実施いたします。

つきましては、各学校における安全かつ適切な実施に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、実施に当たり、別添写しのとおり関係県立学校へ通知したことをお知らせします。

体育保健課 健康教育班

担当 小島

TEL 096-333-2712

E-mail kojima-k-dk@pref.kumamoto.lg.jp

健康づくり推進課

担当 井上

TEL 096-333-2208

E-mail inoue-h@pref.kumamoto.lg.jp



教体第35号
健づ推第19号

令和5年（2023年）4月7日

関係県立学校長 様

体育保健課長
健康づくり推進課長

県立特別支援学校及び県立中学校におけるフッ化物洗口の実施について
(通知)

本県では、平成22年11月施行「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、学校等におけるフッ化物洗口を推進しています。

つきましては、別添要項により学校保健計画等に位置付け、組織的かつ児童生徒の実態に応じて実施願います。

なお、フッ化物洗口の実施に向けての資料を添付しますので活用願います。

また、フッ化物洗口実施希望者数を別紙様式に記入の上、令和5年（2023年）5月12日（金）までに体育保健課担当者宛て電子メール（鑑文は不要）にて提出願います。

おって、この調査に基づき、フッ化物洗口に要する費用を令達予定であることを申し添えます。

体育保健課 健康教育班

担当 小島

TEL 096-333-2712

E-mail kojima-k-dk@pref.kumamoto.lg.jp

健康づくり推進課

担当 井上

TEL 096-333-2208

E-mail inoue-h@pref.kumamoto.lg.jp

県立特別支援学校及び県立中学校におけるフッ化物洗口実施要項

1 趣旨

児童生徒の歯及び口腔の健康づくりは、全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしている。むし歯を予防し、歯と口の健康を増進するためには、歯みがきや望ましい食習慣に加えて歯質の強化が必要である。

本県では、「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、学校等におけるフッ化物洗口を推進している。

永久歯が生え始める時期に歯質強化に有効なフッ化物洗口（以下「洗口」という。）を実施することにより、児童生徒の歯と口の健康増進を図るものとする。

2 実施主体

洗口の実施主体は、熊本県とする。

3 実施対象者

県立特別支援学校及び県立中学校の児童生徒とする。

4 実施体制の整備

県立特別支援学校及び県立中学校は、洗口の実施にあたり学校歯科医・学校薬剤師等の関係者及び関係機関と連携し協力を得ながら、実施体制を整備するものとする。

(1) 学校内での協議

県立特別支援学校長及び県立中学校長は、職員に対し、洗口の趣旨を説明し、理解と協力を求め、次の項目について協議し、関係者及び関係機関と連携を図る。

ア 学校における役割分担

イ 洗口時間の設定

ウ 薬剤の管理

エ 年間実施計画

オ むし歯罹患状況の把握

(2) 保護者への説明

県立特別支援学校長及び県立中学校長は、洗口について保護者の理解を得るために、関係者及び関係機関と連携し、必要に応じて保護者へ説明を行う。

児童生徒が洗口を実施するか否かは、毎年度、保護者に対して申込書（様式2）で確認するものとする。

(3) 事前の準備

県立特別支援学校長及び県立中学校長は、次の事項について予め決定した役割分担に基づき、関係者及び関係機関と連携し、それぞれ準備を進める

ものとする。

- ア 洗口器材・薬剤の準備
- イ 薬剤管理簿（様式４）の作成
- ウ 薬剤保管場所の確保（鍵のかかる場所）
- エ 洗口の練習

（４）実施体制の確認

県立特別支援学校長及び県立中学校長は、毎年度当初に関係者及び関係機関と実施体制の確認を行う場を設ける。

５ 実施方法

県立特別支援学校及び県立中学校において、関係者及び関係機関と連携して、洗口動作が十分にできる児童生徒を対象として、定められた濃度の洗口液を用いて、週１回集団的継続的に洗口を行うものとする。

（１）指示書の発行

学校歯科医は、県立特別支援学校長及び県立中学校長に対してそれぞれ指示書（様式３）を発行する。

（２）洗口の実施手順

- ①洗口液の作成
- ②各クラス分の準備・運搬
- ③１人分ずつ分注
- ④洗口（１分間ブクブクうがい）
- ⑤後片づけの順序で実施する。

洗口は、学校職員等の監督下で行い、口腔内のすべての歯にまんべんなく洗口液がゆきわたるように行う。なお、個々の見守りで、30秒間の洗口時間を確保できる特別支援学校等においては、30秒間の実施も可能なため、学校歯科医に相談の上、必要時は変更する。また、効果をより高めるため、洗口後30分間は、うがいや飲食をしないようにする。

（３）洗口を希望しない児童・生徒への配慮

洗口を希望しない旨事前に申し出のあった児童生徒又は洗口動作が不十分な児童生徒に対しては、必要に応じて洗口液の代わりに水道水等を用いての洗口や口の中の清掃等の配慮を行うものとする。

６ 評価

県立特別支援学校長及び県立中学校長は、学校歯科医の協力を得て歯科健康診断の結果等を年度毎に集積し、むし歯予防の評価を行うものとする。

附則

この要項は、令和２年（２０２０年）３月２４日から施行する。

フッ化物洗口の実施についての資料

1 保護者へフッ化物洗口希望調査を行う

保護者に対してフッ化物洗口申込書（希望確認書）で確認する（様式1、2）。

2 体育保健課から、実施希望数調査を行い、経費の令達を行う。

1の希望調査の結果から当課に希望人数を回答する。この調査に基づきフッ化物洗口に要する費用を各学校に令達する。

3 フッ化物洗口の事前準備

予め決定した役割分担に基づき、それぞれ準備を進める。

- (1) 学校における役割分担の確認、洗口時間の設定
- (2) 洗口器材・薬剤の準備（次ページ「フッ化物洗口物品について」参照）
- (3) フッ化物洗口薬剤出納簿（様式4）の作成
- (4) 薬剤保管場所の確保（鍵のかかる場所）
- (5) 洗口の練習
- (6) 指示書の発行（学校歯科医が記入）

4 フッ化物洗口の実施

導入時は学校歯科医、学校薬剤師及び保健所職員の指導の下、実施する。保健所・保健部局の担当者等は以下の通りである。

健康づくり推進課 井上秀代 096-333-2208

市野浩司 0964-32-1207

※教育委員会職員も一緒に訪問する場合がある。

フッ化物洗口物品について

① 【フッ化物洗口法】

洗口方法	フッ化物イオン濃度	1回分の洗口液量
週1回法	900ppm	10mL

② 【洗口剤】 洗口液を作成する人数でどの薬剤を使用するかを決めます。

製品名	量	溶解方法	人数の目安
オラブリス洗口用顆粒 11%	1.5g	1包 1.5g を水 83mL に溶解	8人
オラブリス洗口用顆粒 11%	6g	1包 6g を水 332mL に溶解	33人

※必要な洗口液量は、使用する洗口液量に3人分（30mL）を加えて作成してください。（ボトルの残量が少ないと液が出にくくなります。）

（例）一つの洗口実施場所で15人実施する場合

→15人+3人で18人分作成する必要があるから、オラブリス洗口用顆粒（6g）を購入して、使用する。（残液は毎回廃棄する。）

③ 【溶解瓶】 集団洗口用溶解瓶 [500mL]



2プッシュで1人分 [10mL]

※集団洗口用溶解瓶 [500mL]（ディスペンサー付きボトル）を使用する場合、空気抜きの初回分注分と、ディスペンサーで吸い上げられない部分（最後に残る余りの部分）の廃棄分（3人分）を多めに作ります。

【価格】

製品名	税抜き価格
オラブリス洗口用顆粒 11% 1.5g×120包	5,810
オラブリス洗口用顆粒 11% 6g×60包	6,120
オラブリス洗口用顆粒 集団洗口用溶解瓶 [500mL]	530
オラブリス洗口用顆粒 集団洗口用溶解瓶 [1200mL]	580
紙コップ・・・3,000個で6,000円程度。注文数を減らすと単価が上がる。	

④ 歯科用品販売店（熊本県の債権者登録をしている販売店を記載）

株式会社 吉澤	TEL 096-285-5855 FAX 096-285-5866	熊本市南区良町2丁目8-8 田迎ビル102
株式会社ユーケイデンタル	TEL 096-377-2555 FAX 096-377-2554	熊本市南区流通団地1-68

※株式会社ユーケイデンタルは薬剤購入時、歯科医師の署名が必要。